

(平成22年4月1日)

平成22年度 奨学金案内

奨学金を希望する皆さんへ

無利子貸与奨学金
第一種奨学金

有利子貸与奨学金
第二種奨学金

大学・短期大学通信教育部 スクーリング
放送大学全科履修生 スクーリング

奨学金の申込手続は、学校の奨学金担当窓口で行ってください。提出書類や、書類の提出期限は学校の指導に従ってください。

なお、提出書類に不備がありますと奨学金の申込みはできません。

以下の欄は、ご自身で記入してください。

奨学金担当窓口 _____ 課

申込書類の提出期日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 曜日

メモ欄
.....
.....
.....



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

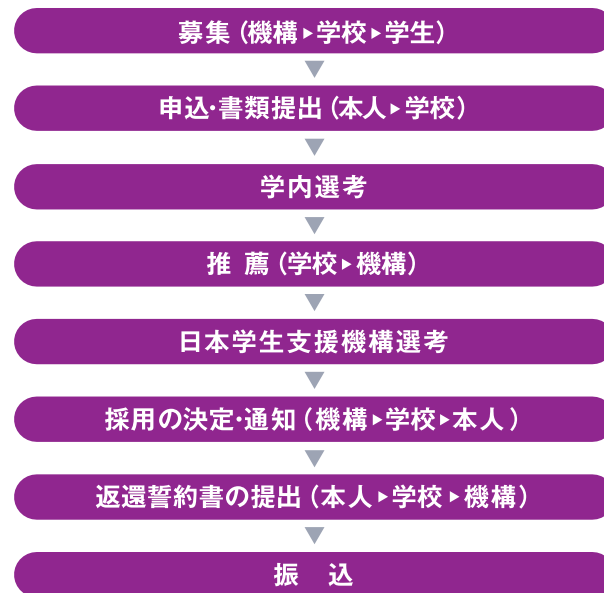
ホームページアドレス
<http://www.jasso.go.jp/>

目次

	頁
日本学生支援機構の奨学金とは	2
奨学金の募集時期と種類	2
第一種奨学金（無利子貸与）	2
第二種奨学金（有利子貸与）	2
奨学金の申込み条件	3
保証制度の選択について	4
申込みについて	5
採用決定から返還誓約書の提出まで	6
機関保証制度について	6
個人信用情報機関について	11
奨学金の返還について	13

- 奨学金の申込みは、在学の学校を通して行います。
- 申込方法と手続きは、次のとおりです。

奨学金申込みから採用後までの流れ



【申込手続】

原則としてインターネットを利用して行いますが、「確認書」「所得の証明書」等は学校の奨学金窓口へ提出していただきます。

日本学生支援機構の奨学金とは

日本学生支援機構の奨学金は、貸与奨学金で経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、必ず返還しなくてはなりません。返還が滞ると法的な手続により返還残額を一括で返していただくこととなりますので、家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申込みをしてください。

なお、日本学生支援機構のホームページで奨学金貸与額を確認できますので、ご活用ください。

奨学金の募集時期と種類

奨学金の種類	受講の形態	対象・資格	募集時期
第一種奨学金 【無利子貸与】	夏季・冬季スクーリング	正科生	面接授業時
	通年スクーリング	通年の面接授業を受け、平成23年3月卒業が見込まれる人	4月
	放送大学	全科履修生で面接授業を履修する人	面接授業時
第二種奨学金 【有利子貸与】	夏季・冬季スクーリング	正科生	面接授業時
	通年スクーリング	通年の面接授業を受け、平成23年3月卒業が見込まれる人	4月
	放送大学	全科履修生で面接授業を履修する人	面接授業時

【第一種奨学金（無利子貸与）】

- (1) **利息**：無利息
- (2) **選考**：特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与します。
- (3) **貸与月額**：スクーリング別に定められています。

【第二種奨学金（有利子貸与）】

- (1) **利息**：第二種奨学金の利率の算定方式として、①利率固定方式又は②利率見直し方式のうち、申し込む際にいずれか一方を選択します。
なお、いずれの方式も利率は年3.0%が上限です。奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利息です。
実際の利率及び割賦金は、貸与終了の約5ヶ月後に本機構より「第二種奨学金の返還条件通知及び口座振替（リレー口座）加入通知」で通知します。また、本機構のホームページにも利率を掲載します。
- (2) **選考**：第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与します。
- (3) **貸与月額**：本人が5種類の貸与月額から自由に選択できます。

「利率固定方式」と「利率見直し方式」について（①②よりいずれか一方を選択します。）

①利率固定方式

将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

貸与終了時における、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「財投」という。）の利率が、返還完了まで適用されます。

（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券（以下「債券」という。）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。）

②利率見直し方式

将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。

一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

貸与終了時においては、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率が適用されます。その後、返還期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を猶予されている期間を除く。）に、各時点の財投の利率が適用されます。

（貸与終了時及び利率見直し時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。）

※ 採用決定後に「利率の算定方法」を変更することはできません。

◇奨学金の貸与月額と貸与期間◇

受講の形態	奨学金の種類		貸与期間（回数）	
	第一種奨学金	第二種奨学金		
夏季・冬季スクーリング	88,000円		一面接授業を受講する年度について1回	
通年スクーリング	貸与月額		平成22年4月～平成23年3月まで12ヶ月間	
	自宅	大学		54,000円
		短大		53,000円
	自宅外	大学		64,000円
		短大		60,000円
自宅・自宅外	大学・短大	30,000円		
放送大学	88,000円		一面接授業を受講する年度について1回	

（注1）夏季・冬季スクーリング、放送大学の場合、分割して面接授業を受ける者も年1回の貸与となります。

（注2）奨学金は、申込者が指定した金融機関口座（学生本人名義）に振り込まれます。通年スクーリングの場合は、原則として1ヶ月ずつ振り込まれます。

（注3）併用貸与について

経済的理由があれば、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます。

申込資格は第一種奨学金の学力基準を満たしていることが必要ですが、年収・所得額の上限額は第一種奨学金よりさらに低くなります。

奨学金の申込み条件

奨学金申込者の人物・健康・学力・家計について総合的に審査し、推薦基準を満たしている者の中から学校の選考委員会等で選考し、機構に推薦します。機構では審査のうえ採用を決定します。

また、過去に第一種奨学金の貸与を受け、同一区分の大学・短期大学に再入学した場合、及び一部期間貸与を受けた者で第一種奨学金の貸与を希望する者は、貸与期間が短縮されたり申込みができない場合があります。詳しくは学校の奨学金担当窓口にご相談してください。

また、外国籍の者は学校の奨学金担当窓口にご相談ください。

●申込資格

大学において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者。

●学力基準

学年	第一種奨学金	学年	第二種奨学金
1年	①高校または専修学校高等課程2・3年生の成績が3.2以上 ②高等学校卒業程度認定試験合格者で上記に準ずる者	全学年	①出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められる者 ②特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められる者 ③学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者 ④高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記のいずれかに準ずると認められる者
2年以上	大学における成績が平均水準以上		

●家計基準

家計の判定は、家計支持者の年収・所得金額から規程で定められた特別控除額（家族構成、家庭事情等により異なります。）を差し引いた金額（認定所得金額）が、本機構で定められた収入基準額以下であることが必要となります。年収・所得は、本人の父母又はこれに代わって家計を支えている人（主たる家計支持者一人）の前年（平成21年1月～12月分）収入金額が選考対象となります。ただし、平成21年1月から申込時現在までに退職、転職、又は就職（開業含む。）し収入状況が変わった場合には、現在の月収から年間所得を推算します。なお、4人世帯及び5人世帯の収入・所得の上限の目安はおよそ次の金額以内となります。

世帯人数	年収・所得の上限額の目安			
	第一種奨学金		第二種奨学金	
	給与所得※1	給与所得以外※2	給与所得※1	給与所得以外※2
4人	(万円) 826	(万円) 355	(万円) 1,122	(万円) 636
5人	865	382	1,172	686

※1 給与所得者（年金受給者を含む）の場合、年収は「源泉徴収票の支払金額」になります。

※2 年金・恩給・生活扶助費・失業給付金等による収入の場合、給与所得者として扱います。この場合、年収は「各種収入証明書の支払金額（税込）」になります。

※3 給与所得者以外の場合、所得は「確定申告書の所得金額（税込）」になります。

保証制度の選択について

保証制度について、申込時に次の(1)(2)のいずれかを選択します。

(1) 人的保証制度

人的保証制度とは、連帯保証人と保証人を選任して、奨学生本人が奨学金を返還できなくなった場合に連帯して責任を負う制度です。あらかじめ、連帯保証人及び保証人の承諾を得てください。

連帯保証人：奨学生本人が返還できなくなったときに代わって返還する人です。

原則として父又は母。父母がいない等の場合には配偶者を除く兄弟姉妹・おじ・おば等。申込む学生が未成年者の場合は親権者（親権者がいない場合は後見人）を選任します。また、貸与終了時に奨学生本人が、45歳を超える場合の連帯保証人は、当該時に連帯保証人本人が満60歳未満の者でなければなりません。

保証人：奨学生本人及び連帯保証人が返還できなくなったときに代わって返還する人です。父母を除く、4親等内の成年親族（おじ・おば・兄弟姉妹・いとこ）のうち、奨学生本人及び連帯保証人と別生計の者。やむを得ない場合を除き、申込時に65歳未満の者。未成年者等保証能力のない者は認められません。また、貸与終了時に奨学生本人が、45歳を超える場合の保証人は、当該時に保証人本人が満60歳未満の者でなければなりません。

※ 連帯保証人・保証人とともに、上記以外の者を選任する場合は、「返還保証書」及び資産等を証明する書類の提出が必要となります。

(2) 機関保証制度（詳細は6から10頁参照）

保証料を支払うことにより、保証機関（財団法人日本国際教育支援協会）が連帯保証します。連帯保証人・保証人は不要です。ただし、本人と連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号を照会できる人を1人届け出る必要があります。

申込みについて

【申込方法】

インターネットを利用した申込み（スカラネット）になります。

下記書類（(1) ①～③）を学校に提出し、申込みに必要な識別番号（ユーザIDとパスワード）をもらってください。手続については、学校の指示に従ってください。

(1) 申込時の提出書類【提出がない者は申込みができません。】

①確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書（以下、「確認書」という。）

確認書の記載内容（個人情報情報の取扱いに関する同意条項を含む。）をよく読み、内容を確認のうえ、本人・親権者（本人が未成年の場合）の署名・押印をして、必要な書類を添付して提出してください。

※ 親権者の署名・押印は、それぞれ自署、押印してください。

※ 個人情報情報機関については、11頁～12頁を参照してください。

②収入証明（平成21年分・コピー可）

給与所得 給与所得者・・・・・・・・・・・・・・・・・・源泉徴収票等

年金・恩給・生活扶助費失業給付金受給者等・・・・・・・・各種収入証明書

給与所得以外・・・・・・・・確定申告書（控）（税務署の受付印のあるもの）等

※ 主たる家計支持者のほかに家計を支える人がいる場合、その人の収入証明が必要かどうかは、必ず学校に確認してください。

③その他学校が指定するもの

(2) スカラネット（インターネット）申込み【申込み内容は、原則変更できません。】

申込時に提出書類を学校へ提出し、申込みに必要な識別番号（ユーザIDとパスワード）をもらってください。詳細については、夏季・冬季スクーリング及び放送大学の学生は、「平成22年度スカラネット入力用紙（通信教育部夏季・冬季スクーリング及び放送大学）」、通年スクーリングの学生は、「平成22年度スカラネット入力用紙（大学・短期大学・専修学校専門課程）」を参照ください。

【重要】スカラネット（インターネット）申込みを行う前の確認事項

◇保証制度は、どちらを選びますか？

◇人的保証を選択する人は、連帯保証人、保証人から承諾を得ていますか？

◇機関保証を選択する人は、あなた以外の人との連絡先（氏名、生年月日、住所）を決めていますか？

◇あなたの住民票に記載された住所を確認しましたか？

◇第二種奨学金または入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は、利率の算定方法を決めましたか？

◇奨学金を振込む金融機関の口座名義人は、あなた本人の名義ですか？

また、口座番号は、わかりますか？

採用決定から返還誓約書の提出まで

【採用決定】（各学校によって採用決定時期は異なります。）

採用決定後、本機構から大学を通じ以下の書類を交付しますので、学校から受け取ってください。採用されなかった場合には通知しません。また、申込書類等は返却しません。学校又は機構が責任をもって破棄します。

- 「奨学生証」（本採用決定したことを証する書類）
- 「奨学生のしおり」
- 「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」

【返還誓約書の提出について】

採用決定後、「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」（「返還誓約書」という。）を定められた期限までに提出する必要がある、割賦方法として「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択します。その他保証制度により、次のとおりとなります。

期限までに提出がない場合は、振込済額を全額返戻した上で採用取消となります。

■人的保証

本人、連帯保証人及び保証人の自署・押印（未成年者は、加えて親権者又は未成年後見人の自署・押印）と次の書類の添付が必要です。

- ①本人の「住民票の写し」（コピー不可）
- ②連帯保証人の「印鑑証明書」（コピー不可）及び「収入に関する証明書」（コピー可）
- ③保証人の「印鑑証明書」（コピー不可）（4親等内でない場合は、加えて「返還保証書」及び資産等の状況を証明する書類）

■機関保証

本人の自署・押印（未成年者は加えて親権者又は未成年後見人の自署・押印）と、次の書類の添付が必要です。

- ①本人の「住民票の写し」（コピー不可）
 - ②「保証依頼書（兼保証委託契約書）」
- ※「住民票の写し」及び「印鑑証明書」は、学校への提出日より3ヶ月以内のものを提出してください。

※ 割賦方法の選択

月賦返還、月賦・半年賦併用返還（以下「併用返還」という。）の2種類があります。返還しやすい方法を選択してください。

- ア 月賦返還……割賦金を返還回数に応じて、毎月引き落します。
- イ 併用返還……借入金額を二分して得た割賦金を月賦分は上記アで、毎年賦分は6ヶ月ごとに引き落します。

なお、返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

機関保証制度について

【機関保証制度のあらまし】

機関保証制度とは、連帯保証人及び保証人による人的保証（連帯保証人及び保証人を選任）に代えて、一定の保証料を保証機関に支払うことにより、本機構の奨学金の貸与を受けることができる制度です。

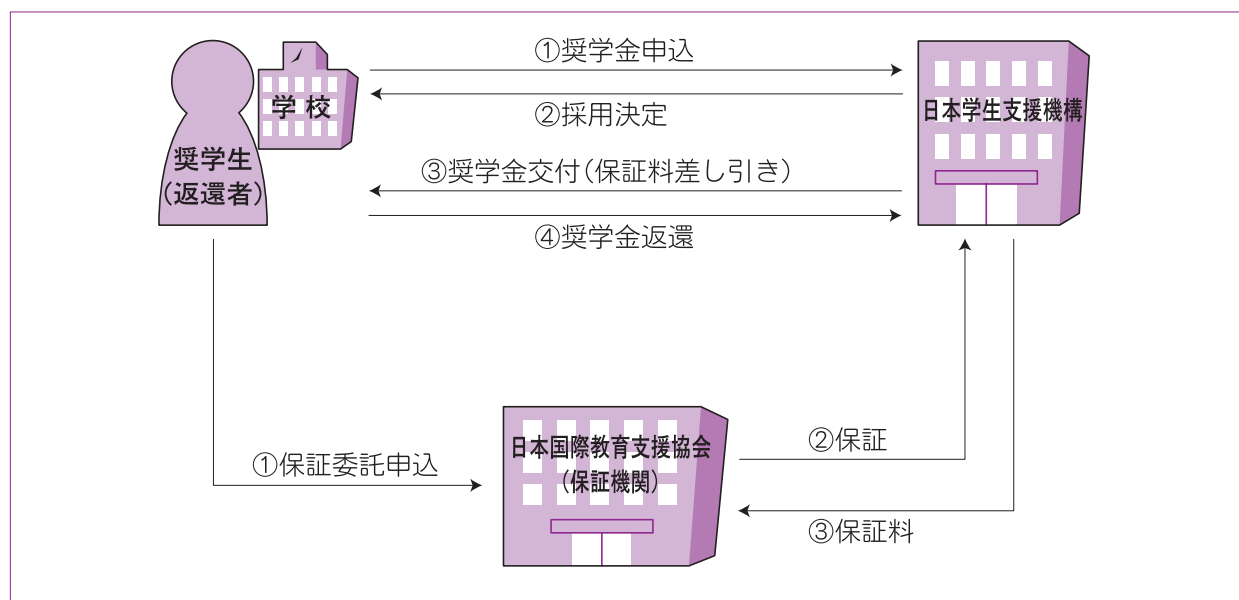
機関保証実施機関は、財団法人日本国際教育支援協会です。

※ 機関保証に加入し保証料を支払っている場合でも、奨学金は返還しなければなりません。保証機関が本人に代って返済した場合、保証機関は本人にその分（奨学金の未返済額）を一括して請求します。

また、悪質な延滞者に対しては、法的措置（財産、給与の差し押さえ等）を執ります。保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない。」といった誤った考えを持たないようにしてください。

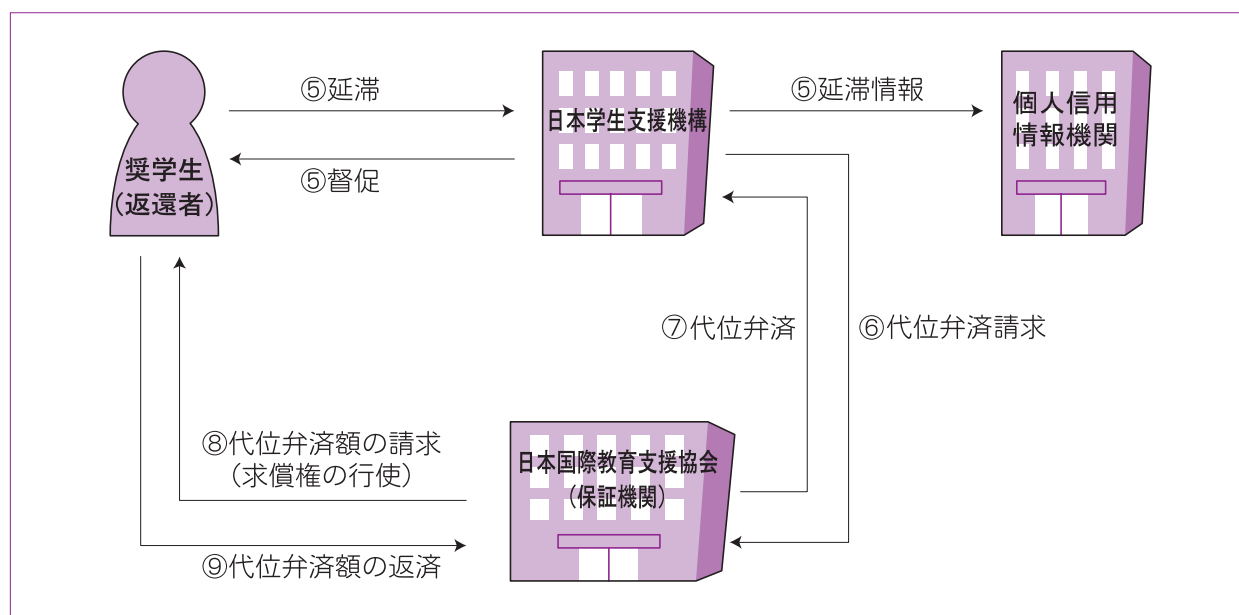
【機関保証制度の仕組み】

○保証の申込から奨学金の貸与・返還まで



- ① 本人が日本学生支援機構（以下、「機構」という。）に奨学金を申し込みます。同時に日本国際教育支援協会（以下、「協会」という。）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 協会が債務の保証をし、機構が奨学生の採用決定をします。なお、採用時に返還誓約書及び保証依頼書の提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、奨学生の口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構が奨学生に代わり協会に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。

○延滞が発生した場合



- ⑤ 奨学生であった者（返還者）が指定された期日までに奨学金の返還が滞った場合、機構が督促を行います。また、延滞情報が個人信用情報機関に登録されます。
- ⑥ 督促してもなお延滞している場合、一定期間経過後、機構が協会に保証債務の履行（代位弁済）請求を行います。

- ⑦協会が奨学生であった者（返還者）に代わって機構に代位弁済します。
- ⑧協会が奨学生であった者（返還者）に代位弁済額の返済を請求します。（求償権の行使）
- ⑨奨学生であった者（返還者）は、協会に代位弁済額を原則一括で返済します。なお、特別な事情がある場合は、代位弁済額の返済方法について個別に対応します。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が加算されます。

機関保証制度の詳細については、10頁の「保証委託約款」を参照してください。

■注意

機関保証から人的保証への変更は認められません。

ただし、人的保証から機関保証への変更については連帯保証人又は保証人が死亡・破産等やむを得ない事由により変更を行う必要が生じた場合で、代わりに連帯保証人又は保証人を立てることが困難なときは変更することができます。この場合は、貸与始期に遡り、一括による保証料の支払が必要になります。

【保証の範囲と保証の期間】

保証の範囲は、元金、利息（第二種奨学金のみ）及び延滞金で、保証期間は貸与中及び返還中です。第1回目の保証料を受領したときから保証を開始します。

【保証料の返戻】

保証委託契約を締結した奨学生で、次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合は保証機関から支払われた保証料の一部をお返しする場合があります。

- （1）全額繰上返還をして、返還期間が短縮されたとき。
- （2）一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- （3）日本学生支援機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座又は返還金自動引落とし口座とします。

ただし、死亡による返還免除の場合は、日本学生支援機構に「奨学金返還免除願」を申請した方へお返しすることとなります。

【保証債務の履行（代位弁済）】

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予は除く）、一定の期間経過後、機構からの請求によって協会が本人に代り機構へ債務を弁済（代位弁済）します。

日本国際教育支援協会が代位弁済以後は、日本国際教育支援協会からの請求により原則一括で代位弁済額を返済していただくこととなります。

特別な理由がある場合には、本人の事情に応じて個別に対応することとなります。

また、代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が加算されます。

【保証料】

保証料の月額、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

機関保証制度加入者は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」で保証料をお知らせします。奨学金の貸与月額の変更等に伴い、保証料月額も変わります。

※ 保証料月額は、「個別保証料一覧（目安）」（9頁）を参照してください。

◆ 平成 22 年度個別保証料（目安） ◆

【夏季・冬季スクーリング、放送大学】

（１）第一種奨学金

貸与額（円）	返還回数（月）	保証料額（円）
88,000	24	613

（２）第二種奨学金

貸与額（円）	返還回数（月）	保証料額（円）
30,000	12	110
50,000	12	184
80,000	24	563
100,000	36	1,037
120,000	48	1,639

【通年スクーリング】

（１）第一種奨学金

大学

貸与月額（円）		貸与回数（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
自宅	54,000	12	648,000	108	1,513
自宅外	64,000		768,000	108	1,793
自宅・自宅外	30,000		360,000	108	840

短期大学

貸与月額（円）		貸与回数（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
自宅	53,000	12	636,000	108	1,485
自宅外	60,000		720,000	108	1,681
自宅・自宅外	30,000		360,000	108	840

（２）第二種奨学金

貸与月額（円）	貸与回数（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
30,000	12	360,000	108	876
50,000		600,000	120	1,613
80,000		960,000	120	2,580
100,000		1,200,000	144	3,826
120,000		1,440,000	156	4,945

〔特記事項〕

- ①この個別保証料は、年利率 3.0 % で貸与された場合のものであり、目安です。
あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される奨学生証でお知らせします。
- ②保証料は、奨学金を振り込む時にその分を差し引いて、日本学生支援機構が保証機関である財団法人日本国際教育支援協会に支払います。

保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、財団法人日本国際教育支援協会（以下、「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の確認書等により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下、「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(確認書及び返還誓約書の条項の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた各条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下、「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を除いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還の一部免除される等により、奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、当該加入時における最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 協会の違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債権の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が、機構から保証債務の履行（以下、「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条の規定により代位弁済をしたときは、協会に対し、前条により提示された機構の権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じて、返済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済及び支払の債務（以下、「返済債務」という。）について返済猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号又は第4号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとし、ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の返済免除を受けることができるものとします。

2 私は精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、返済債務の一部の返済免除を受けることができるものとします。

(返済猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の記提書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した「確認書」及び「個人信用情報の取扱いに関する同意書」等に基づいて協会に完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を機構に提供することに同意します。

(注) 本紙は平成22年1月現在で作成してありますが、関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、ご承知おき下さい。

個人信用情報機関について

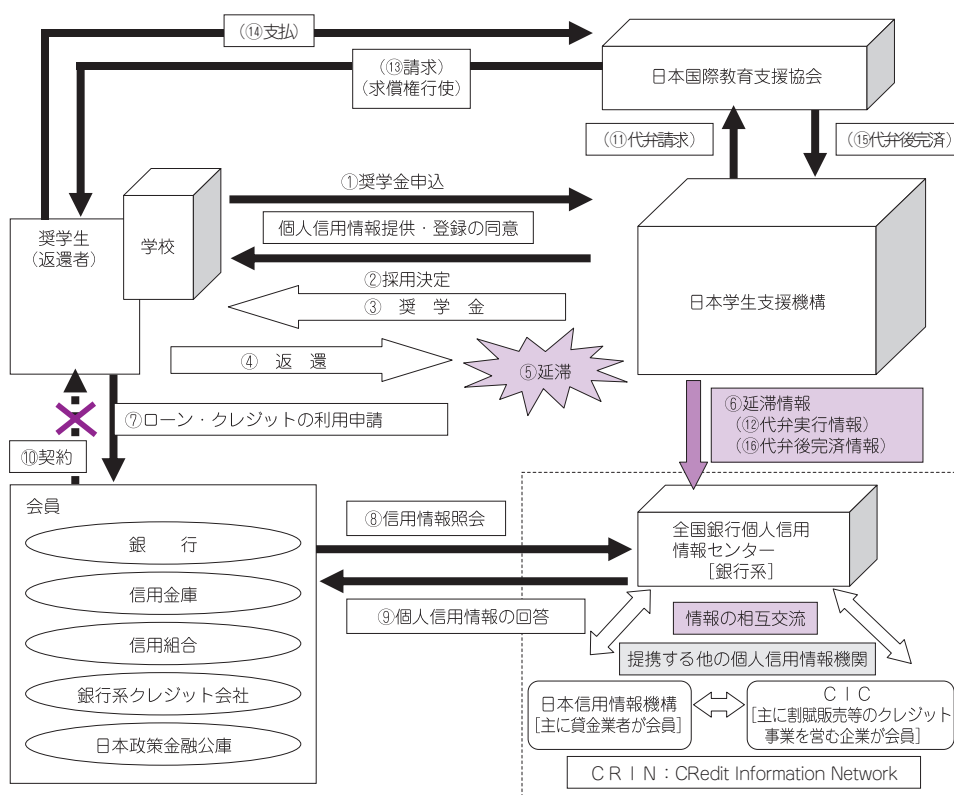
奨学金申込時に、「個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。個人信用情報機関への登録についての同意書の提出がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- ① 新規返還者については、返還開始後6ヶ月経過時点で延滞3ヶ月以上の場合に、個人信用情報機関にあなたの個人情報を提供し、当該機関に情報が登録されます。(6ヶ月経過後以降は延滞3ヶ月になった時点。)
- ② 奨学金の貸与者全員の情報が登録されるのではなく、延滞者のみが登録されます。
- ③ 一度、登録された情報は、延滞中はもちろんのこと延滞解消してさらに返還がすべて完了しても5年間は登録されます。
- ④ 個人信用情報機関に登録されると、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローン等が組みなくなる場合があります。

※ 個人信用情報機関とは……

会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人信用情報機関の活用のしくみ】



1. 申込～採用決定、振込

①奨学金申込（個人信用情報機関(含む提携個人信用情報機関)への情報提供についての同意が必須となる。）

②採用決定

③奨学金の振込

2. 返還開始～延滞発生

④返還開始

⑤延滞発生（返還開始後6ヶ月経過時点で延滞3ヶ月以上）

⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録

3. 返還者(個人信用情報機関に延滞者として登録中)がクレジットカードの利用申請～契約不可

⑦クレジットカードの利用申請

⑧会員からの信用情報照会

⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答

⑩会員判断により契約拒否

4. 機関保証制度加入者の例(代弁実行～代弁実行後完済)

⑪代弁請求

⑫個人信用情報機関への代弁実行情報の登録

⑬日本国際教育支援協会から返還者への請求

⑭返還者から日本国際教育支援協会への支払

⑮完済の場合に代弁後完済情報を日本学生支援機構へ

⑯日本学生支援機構から代弁後完済情報を個人信用情報機関へ

【同意条項】

(個人信用情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。

又、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む。）の情報	延滞発生から本契約期間中。及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関

・全国銀行個人信用情報センター

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html> 電話 03-3214-5020

②同機関と提携する個人信用情報機関

・(株)日本信用情報機構

<http://www.jicc.co.jp/> 電話 0120-441-481

・(株)シー・アイ・シー

<http://www.cic.co.jp/> 電話 0120-810-414

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

※全国銀行個人信用情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

奨学金の返還について

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から起算して6ヶ月経過した後から返還が始まります。

【貸与終了時の手続について】

金融機関の窓口でリレー口座の加入手続をし、加入手続後「預・貯金者控」のコピーを学校に提出して下さい。

●提出するもの

※ リレー口座加入申込書預貯金者控のコピー

【奨学金の返還について】

奨学金の返還は、貸与終了時に、口座振替制度（リレー口座）に加入して、返還していただきます。割賦方法は、返還誓約書を記入するときに、「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択してください。口座振替日は、毎月27日です。

なお、初回振替は貸与終了または卒業の翌月から数えて7ヶ月目の27日です。

（例：3月卒業の場合の初回振替10月27日）

- ◆奨学金の返還を延滞すると、年10%の割合で延滞金が課されます。また、人的保証の場合は、連帯保証人や保証人へ請求します。場合によっては、期限の利益を剥奪し、支払督促申立等の法的手続を行います。法的手続を行った場合、費用も合わせてお支払いいただきます。機関保証の場合は、7頁「○延滞が発生した場合」を参照してください。

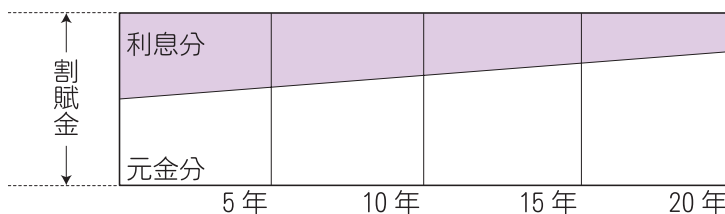
※ 期限の利益を剥奪した場合は、返還期日未到来分を含めて、元金・利息・延滞金の全額を一括返還請求します。

- ◆貸与終了後に引き続き在学（又は進学）する場合や、奨学金の返還中に災害や傷病などのやむを得ない事情で返還困難になった場合は、速やかに願い出ることで返還の期限が猶予されることがあります。（証明書の提出が必要です。）

【元利均等返済について】

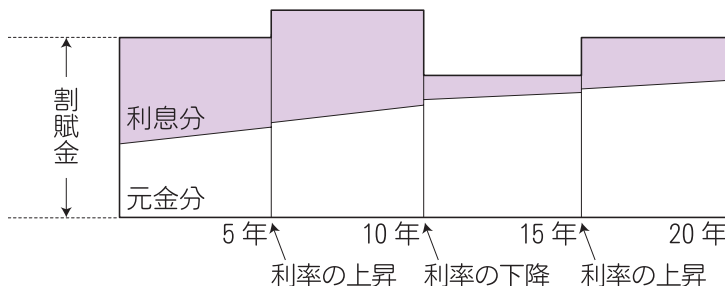
- （利率固定方式における返還 概略図）

利率が返済完了まで一定のため、割賦金は一定である。



- （利率見直し方式における返還 概略図）

利率が5年ごとに見直されるため、割賦金が増減する。



※ 上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。

※ 利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

【月賦返還の例（第一種奨学金の場合）】

返還回数に返還月賦額を乗じて、端数調整の関係で返還総額にならない場合があります。

◆第一種奨学金 平成 22 年度

受講の形態	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額	返還月賦額	返還回数 (期間)	
夏季・冬季スクーリング 放送大学	88,000 円	1 ヶ月	88,000 円	88,000 円	3,666 円	24回 (2年)	
通年 スクーリング	自宅通学	12ヶ月	54,000 円	648,000 円	648,000 円	6,000 円	108回 (9年)
	自宅外通学		64,000 円	768,000 円	768,000 円	7,111 円	108回 (9年)
	自宅・自宅外通学		30,000 円	360,000 円	360,000 円	3,333 円	108回 (9年)

【月賦返還の例（第二種奨学金の場合）】

- ① 割賦金は、借用金額に応じた返還年数で元利均等計算して得た額に、据置期間利息（貸与終了から返還開始までの間の利息）を返還回数で除した額を上乗せした額です。
- ② 年利率は変動しますが、基本月額に係る貸与利率については上限である 3.0 % で貸与されたものと仮定して計算しています。
- ③ 返還回数に返還月賦額を乗じて、端数調整の関係で返還総額にならない場合があります。
- ④ 「利率見直し方式」を選択した場合は、おおむね 5 年ごとに利率が見直され、返還月賦額が増減します。

◆第二種奨学金 平成 22 年度（利率 3.0 % と仮定した場合）

受講の形態	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額	返還月賦額 (元本+利息)	返還回数 (期間)
夏季・冬季スクーリング 放送大学	30,000 円	1 ヶ月	30,000 円	30,925 円	2,576 円	12回 (1年)
	50,000 円		50,000 円	51,546 円	4,295 円	12回 (1年)
	80,000 円		80,000 円	83,690 円	3,487 円	24回 (2年)
	100,000 円		100,000 円	106,143 円	2,948 円	36回 (3年)
	120,000 円		120,000 円	129,235 円	2,692 円	48回 (4年)
通年スクーリング	30,000 円	12ヶ月	360,000 円	416,482 円	3,856 円	108回 (9年)
	50,000 円		600,000 円	704,016 円	5,866 円	120回 (10年)
	80,000 円		960,000 円	1,126,462 円	9,386 円	120回 (10年)
	100,000 円		1,200,000 円	1,448,002 円	10,055 円	144回 (12年)
	120,000 円		1,440,000 円	1,761,917 円	11,293 円	156回 (13年)

【申込情報の保護について】

インターネットを通して申し込む場合のデータ保護については、現在インターネット通信技術で最も高度な方法をとっており、スカラネット利用の際の情報保護については万全の対策を講じています。

・「スカラネット」上におけるセキュリティのレベル

ネットワーク上で電子データ授受のセキュリティを確保するために、「認証局」※（日本ペリサイン社）に加入して、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の「SSL」（セキュア・ソケット・レイヤー、暗号通信）方式を採用することによってセキュリティ対策をとっています。

※「認証局」

ネットワーク上での通信相手が、本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関。

申込時に取得した情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。
この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報（「延滞情報」（延滞額・延滞開始年・延滞月数等）を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されます。
また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が必要に応じて提供されます。



独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

ホームページアドレス

<http://www.jasso.go.jp/>

スカラネットによる奨学金申込みは専用のアドレス
(<http://www.ikusys.jasso.go.jp/>) へ接続してください。